

茂原都市計画地区計画の変更（茂原市決定）

都市計画茂原にいはる工業団地地区地区計画を次のように変更する。

名 称	茂原にいはる工業団地地区地区計画
位 置	茂原市大字にいはる工業団地の全部の区域
面 積	約 42.2 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標 本区域は、JR 外房線茂原駅の北西約 5 k m に位置し、また、首都圏中央連絡自動車道、茂原北インターチェンジから南東約 2 k m に位置する区域である。当該道路を利用すると成田空港や羽田空港へ約 1 時間、千葉港や木更津港へ約 50 分と広域交通アクセスに恵まれた好立地な内陸工業団地である。 本計画は、広域交通アクセスを活かした産業の集積により、安定的・継続的な雇用と収支を創出し、豊かな里山環境との共生する流通加工や成長産業の拠点となるような工業地の形成を図ることを目標とするものである。
	土地利用の方針 首都圏各地との交通アクセスの良さを活かした生産流通系や研究開発系の業種を中心とした工業の土地利用の増進を図る専用地区とする。
	地区施設の整備方針 宅地開発事業により、計画的に整備される道路、緑地等公共施設の機能が損なわれないように維持保全を図る。
	建築物等の整備方針 周辺の環境と調和した良好な工業地を形成するため、建築物等の整備方針として以下のものを定める。 <ol style="list-style-type: none"> 建築物の用途の混在を防ぎ、良好な工業用地としての環境を保全するため、建築物等の用途の制限を行う。 安全で快適な空間を備えた工業地を形成するため、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。 周辺の環境と調和した良好な景観を形成するため、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものとのうち政令で定めるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 店舗又は飲食店その他これらに類するもの <p style="margin-left: 2em;">ただし、当該地区内の工場で製造、加工する製品を主に販売又は提供する施設で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以内のものは除く。</p> 5. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 <p style="margin-left: 2em;">ただし、当該地区において従事する従業者等のための施設は除く。</p> 6. カラオケボックスその他これに類するもの 7. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8. 図書館、博物館その他これらに類するもの 9. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 10. 公衆浴場 11. 診療所 <p style="margin-left: 2em;">ただし、当該地区において従事する従業者等のための施設は除く。</p> 12. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの <p style="margin-left: 2em;">ただし、当該地区において従事する従業者等のための施設は除く。</p> 13. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 14. 自動車教習所 15. 畜舎 <p style="margin-left: 2em;">ただし、工場や研究用の付帯施設として設置されるものを除く。</p> 16. 建築基準法別表第2（る）項第一号（二十）～（二十二）、（二十九）、（三十）に掲げる工場 17. 建築基準法別表第2（る）項第一号、二号に掲げる火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造、貯蔵又は処理に供する工場 18. 集会場（葬儀を行うもの） 19. 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設 <p style="margin-left: 2em;">ただし、工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。</p> 20. 卸売市場、火葬場、と蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場 21. メッキ工場（廃液を出すもの）
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	1,000 m ²

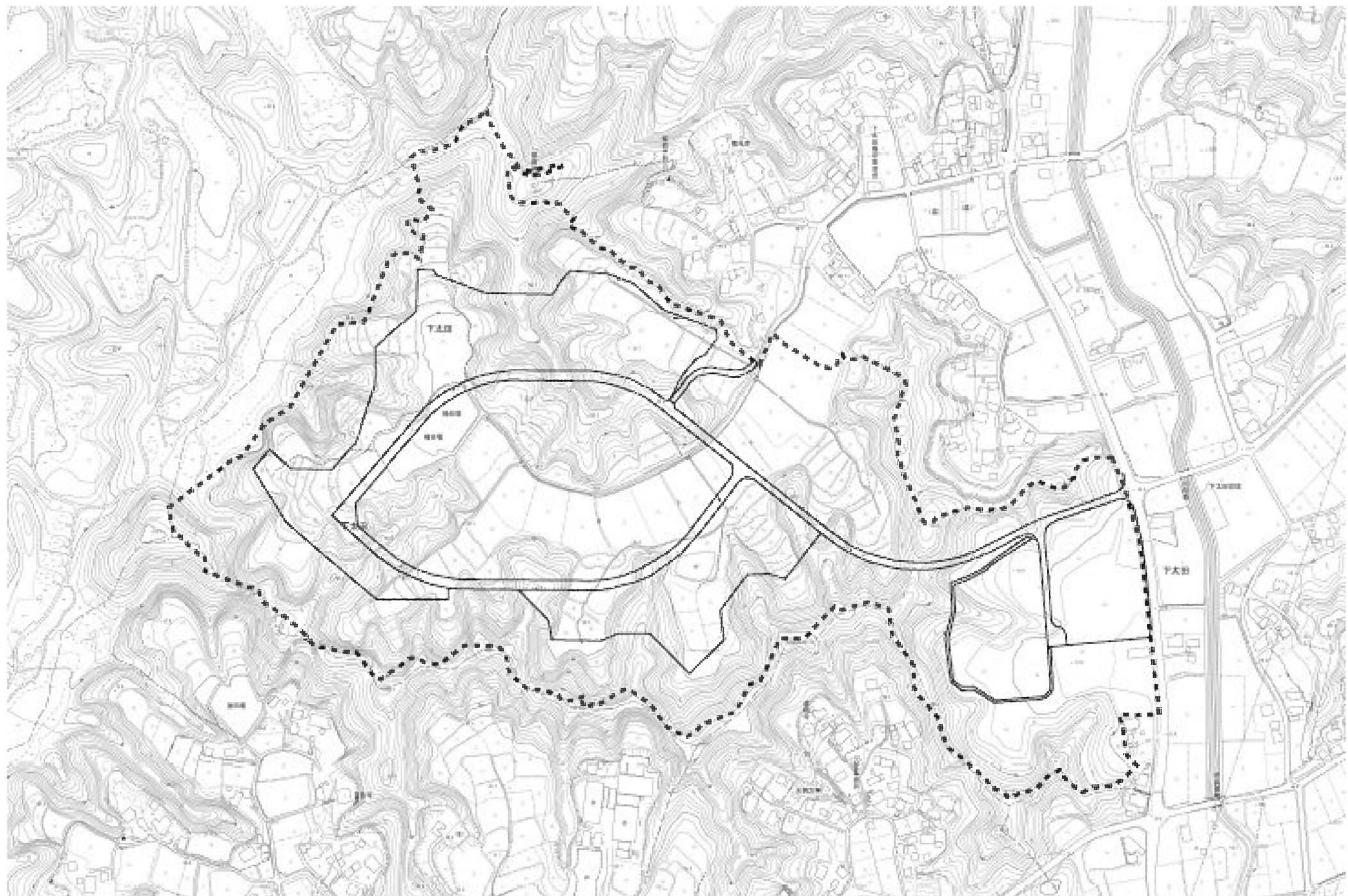
	壁面の位置の制限	建築物の外壁面又は、これに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、1.0m以上とする。 ただし、地盤面下に設ける建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りではない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁等の外観は、著しく派手な色彩の使用を避け、光沢や反射光の生じる材料を多く使用しない等、周辺の景観と調和した落ち着きのあるものとする。

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由：良好な工業地環境を計画的に整備、誘導し、将来にわたり周辺の自然環境と調和した「豊かな里山環境と共生する流通加工や成長産業の拠点」となる工業地の形成を図るため、地区計画を決定するものである。

茂原市告示第 号
平成 年 月 日

茂原にいはる工業団地地区の地区計画の変更について



凡 例	
地区計画区域 地区整備計画の区域	
面積：約42.2ha	